

窓口業務への市場化テスト導入の意義(他の民間活力導入の手法との比較)と実施手順、留意点について - 法に基づく市場化テストを中心に(問題提起) -

1. 背景

- (1) 地方公共団体を取り巻く環境
 - ・ 公共サービスに対する住民ニーズの多様化
 - ・ ひっ迫する地方財政
 - ・ 団塊世代職員の大量退職
- (2) 従来に行革手法の手詰まり感
 - ・ 市町村合併、情報化の推進、行政評価の取組、
 - ・ 民間活用(アウトソーシング、指定管理者制度、PFIなど)の推進と限界
- (3) 国の動き
 - ・ 規制緩和の流れ
 - ・ 平成 16 年行革方針(2004.12.24 閣議決定)
 - 民間にできることは民間に、地方にできることは地方に
 - ・ 公共サービス改革法(施行 2006.7.7)
 - ・ 地方行革新指針(総務省 2006.8.31)
 - 公共サービスの見直し、市場化テストの活用

2. 意義

公共サービス改革法

- (1) これまでの行革手法では不十分であった面を補完(カバー)
 - ・ 透明かつ公正な競争の確保
 - ・ コスト削減と公共サービスの質の維持・向上
- (2) 民間でできることは民間に
 - ・ 公務員でないとできないと考えられていた部分について、法律の特例を設け市場化テストが可能となる
(特定公共サービス：窓口 6 業務)
 - <まずは、郵便局への委託を参考に法律の特例を制定>
 - 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律
 - ・ 民間委託可能な範囲を明確化 <市町村の適切な管理下での委託>
 - (個別法律の解釈により対応、H20.1.17 通知など各種通知で範囲を明確化)
- (3) 「市場化テスト」の枠組み、手法を規定 日本における市場化テスト
 - ・ 公共サービス改革法に基づく市場化テスト
 - ・ 法に基づかない(自主的な)市場化テスト
 - 官民競争型市場化テスト、民間提案型市場化テスト
 - (地方公共団体の自主的な判断により、地方自治法等において対応可能)
- (4) 公共サービス全般の不断の見直し
 - ・ 公共サービス分野に聖域を設けない
 - ・ 公共サービスの担い手の見直し(官民競争の概念の導入)

3. 他の民間活力導入の手法との比較

(1) 市場化テストの特徴

- 質の維持向上及び経費の節減
- 行政職員の意識改革、官の業務改革
- 民間事業者の創意工夫の反映
- 競争性の確保
- 情報の開示
- 第三者機関によるチェック

法に基づく市場化テスト、官民競争型の市場化テストでは、～ が特徴としてあげられる。

図表 自治体サービスの民間開放・民間活力導入手法と「市場化テスト」の比較

手法	市場化対象の決定	委託、発注方法、契約のあり方		規制改革の有無	官民競争の有無
		委託等のあり方	発注方法契約のあり方		
業務委託	自治体	一部業務	仕様発注/価格評価 単年度契約	なし	なし
包括的民間委託	自治体	業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	なし	なし
一括型民間委託	自治体	多種業務一括	仕様発注/価格評価 単/複数年度契約	なし	なし
指定管理者制度	自治体	施設管理運営 業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度協定	制度自体の導入	財団等との競争
PFI	自治体、民間提案	施設等包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	行政財産貸付等	あり(注)
市場化テスト (官民競争入札等)	自治体、民間提案	業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	あり	あり

(注) PSCと民間とのコスト比較

出典: 関西学院大学 稲澤克祐教授作成資料より(一部加筆)

4. 実施手順

(準備段階)

実施方針の策定(法に基づく市場化テスト)

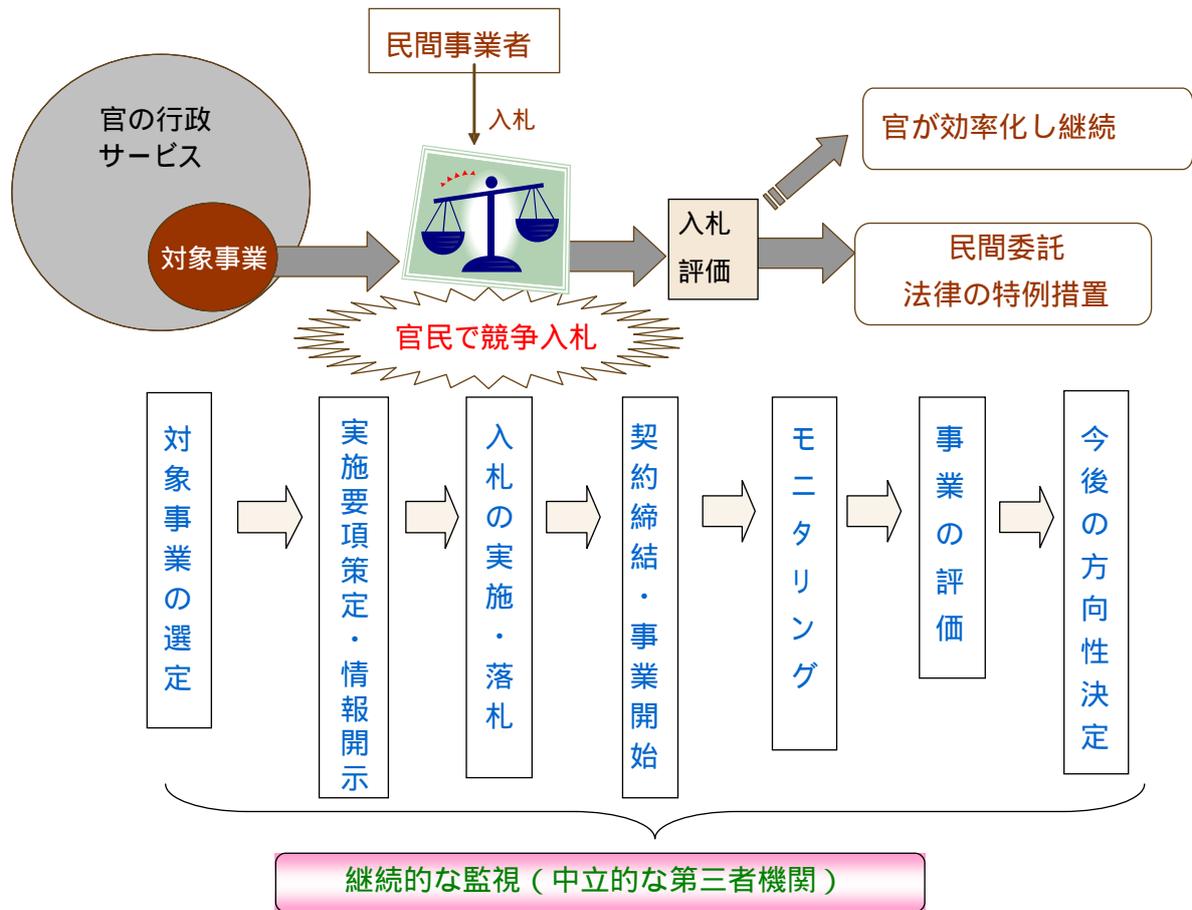
条例の制定(法に基づく市場化テスト)

- ・ 第三者機関の設置のための条例(必須: 法定事項)
- ・ 公共サービス改革に関する条例(理想)

第三者機関の設置

- ・ 法律上の必須の役割(実施要項の策定にかかる議、入札書類の評価にかかる議、契約変更・解除等にかかる議、報告の徴収等について長からの通知を受領)
- ・ これ以外の役割については、条例で定めることが可能

(実施段階)



出典:内閣府 公共サービス改革推進室作成

〈第三者機関での審議事項〉

凡例【 :法定、 :独自、 - :設定なし】

事項	区分	浜松市		国の事業
		特定公共サービス	その他の事業	
事業の選定				
実施方針の策定				
実施要項の作成				
入札書類の評価				
実施者の決定				
契約解除・変更				
報告の徴収・指示の措置の通知				
勧告				
モニタリングの評価				
事業の検証・評価				-
制度の検討				-

出典：浜松市型市場化テストの導入に向けての基本指針

5. 留意点

法に基づく市場化テスト

- ・ 条例の制定
- ・ 第三者機関の設置、役割
- ・ 省令、関連する通知、指針
 - 民間事業者の要件を定める省令、実施に関する省令（総務省、法務省）
 - 上記省令の運用についての通知（総務省）
 - 暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について（内閣府）
 - 情報開示、入札額の調整に関する指針（内閣府）
- ・ 指定管理者制度との関係（第 4 回で検討）

法に基づかない市場化テスト

- ・ 市町村の適切な管理下と業務委託契約
- ・ 24 事項以外の業務の窓口業務の市場化テスト（第 3 回で検討）
 - （なお、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、住居表示証明書の交付など、法律に基づかない業務（条例に基づく業務等）については、市町村の判断で、24 事項の取扱いに準じて民間委託が可能（H20.1.17 内閣府通知別表の最後））
- ・ 公募プロポーザル方式の活用の是非

両者共通の留意点

- ・ 対象事業の選定方法
- ・ 対象事業の発注方法（質の設定方法、官民比較、事業者選定、委託費の支払 等）
- ・ モニタリング・評価方法
- ・ 行政評価や事務事業評価との関係 等